

「県産品等消費喚起キャンペーン」に係るSNS広告の制作、配信業務仕様書

1 業務名

「県産品等消費喚起キャンペーン」に係るSNS広告の制作、配信業務

2 業務の目的

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」が実施する「県産品等消費喚起キャンペーン」を、SNSを利用した広告によりPRすることで、とっとり・おかやま新橋館の新たな顧客の獲得を図る。

《「県産品等消費喚起キャンペーン」の概要》

会計金額に応じて次回利用できるクーポン券を配布 等

3 契約期間

契約締結の日から令和3年12月30日まで

(参考：キャンペーン実施期間(予定)：令和3年11月中旬から令和4年2月末頃まで)

4 業務の内容

「県産品等消費喚起キャンペーン」に係るSNS広告を制作、配信するとともに、当該配信の効果分析等を行い、より広告効果を高めるための修正配信を随時行う。

5 主な広告内容(予定)

(1) 広告媒体

次の媒体のいずれかを使用(複数使用可)

・Twitter

・LINE

〈以下要調整〉

・Facebook

・Instagram

(2) 広告形態

テキスト及び画像又は動画

(3) ターゲティング

首都圏在住、20～40代、グルメ 等 ※別途協議の上設定

(4) キーワード設定

鳥取県、岡山県、アンテナショップ 等 ※別途協議の上設定

(5) 広告の評価指標(KPI)

広告のクリック(新橋館HPへの遷移を想定)

(6) 設定クリック数

3,000クリック(100クリック×30日)

(7) 配信開始時期

令和3年11月13日から(予定) (期間は約1か月間を想定)

6 配信状況の分析

- (1) 最初の広告配信後、概ね1週間ごとに配信状況の分析を行い、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会(以下「協議会」という。)に報告すること。
- (2) 分析結果等を踏まえ、より広告効果を高めるための修正配信を随時行うこと。
- (3) 協議会からの随時のデータ提出依頼に可能な限り応じること。
- (4) 最終的な分析結果をエクセル形式によるデータで協議会に納品すること(メール可)。

7 その他

- (1) 協議会が保有する写真等の素材は提供可能であるが、受託者が準備することも可能である。
なお、協議会から提供を受けた写真等の素材は、本業務以外に使用することはできない。
- (2) 広告デザインについては、既出の同一のデザインがないか確認すること。提出されたデザインについて、第三者からの権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、受託者は自己の責任において解決を図るものとし、協議会は一切の責任を負わない。
- (3) 業務等を適正かつ円滑に実施するため、協議会と連絡を取り、十分な打ち合わせを行うこと。また、協議会からの修正提案について可能な限り応じること。
- (4) 本業務で最終的に納入されたデザインに係る著作権は、協議会に帰属するものとする。
- (5) 業務遂行の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (6) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、協議会と受注者が協議して決定するものとする。